

# 令和3年度第9回

## 十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和3年12月16日

場所 十和田市役所別館5階会議室

令和3年度第8回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館5階会議室

2. 開 会 日 時 令和3年12月16日(木) 午後2時13分

3. 閉 会 日 時 令和3年12月16日(木) 午後3時02分

4. 出席農業委員(16名)

2番	中野雄一郎君	3番	芋田一弘君
4番	立崎和寿君	5番	山田利昭君
6番	小笠原秋彦君	7番	稲田優憲君
8番	柿本広一君	9番	奥山博君
10番	小田正喜君	11番	外山康仁君
12番	小笠原和男君	13番	箕輪展忠君
14番	竹浦寿広君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

5. 欠席農業委員(2名)

1番	米田拓実君	15番	野崎さち子君
----	-------	-----	--------

6. 欠員農業委員(1名)

16番

7. 出席農地利用最適化推進委員(6名)

三本木地区	関川明君	深持地区	沢目勝弘君
切田地区	中川原彰造君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	工藤優美子君	藤坂地区	松田賢志君

## 8. 会議に付した案件

- 報告第34号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第36号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第37号 農地等の現況について（土地改良区）
- 報告第38号 農用地利用配分計画の認可について
- 報告第39号 非農地判断を行った農地について
- 議案第42号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第43号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第44号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第45号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第46号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

## 9. 議事録署名委員

2番 中野 雄一郎 君                      4番 立崎 和寿 君

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	横岡 聖一	事務局 次長	菅原 靖雄
事務局 農地係長	小笠原 満	事務局 振興係長	苫米地 慶
事務局 主査	村中 健大	事務局 主査	東 浩治
事務局 主査	佐々木 徳幸		

## 11. 書 記

事務局 主査 東 浩治

議 長（杉山秀明君）本日の欠席通告者は、1番 米田 拓実 委員、15番 野崎 さち子 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和3年12月6日に告示招集いたしました、令和3年度第9回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。2番 中野 雄一郎 委員、4番 立崎 和寿 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、東 浩治 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第34号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）それでは議案書の1ページをお願いいたします。報告第34号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。内容は、2ページから4ページです。まず、農地法によるものが、2ページから3ページの、合計8件25筆50,522平方メートルです。今後の意向につきましては、40番はあっせんの希望がございます。41番と43番は、同一人物と中間管理機構による賃借権設定の予定です。42番と45番は別人と農地法第3条の賃借権設定の予定で、今回の議案として上程されております。44番は別人と売買の予定で、今回農地法第3条の所有権移転の議案として上程されております。46番は、今後別人と売買の予定です。47番につきましては、地番104-1の1,124平方メートル

につきましては、今回農地法第4条転用申請があり議案として上程されています。残りの2筆については、農地として管理の予定です。次に4ページです。農地中間管理事業によるものが、合計3件4筆11,575平方メートルです。今後の意向につきましては、18番は令和3年11月10日付けで、砂利採取の用途で一時転用許可を受けたものです。こちらにつきましては、協力金返還の対象となります。19番と20番につきましては、受け手を変更して貸し付けする予定となっております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第34号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第35号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）5ページをお願いいたします。報告第35号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、6ページから16ページです。今回は、合計27件262筆463,630.14平方メートルです。取得事由は、全て相続によるものです。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっております。届出内容について、補足してご説明いたします。9ページの、申請番号109番と110番につきましては、取得者が同一となっておりますが、109番は父から、110番は母からの相続となります。11ページの申請番号115番につきましては、西二十一番町245-6の地番につきましては、親から3人がそれぞれ3分の1ずつの持分で相続するもの、同じく西二十一番町245-1は、親がもともと6分の1の持分であった所有権を1人が相続するものです。続きまして14ページの申請番号124番につきましては、今回贈与による農地法第3条所有権移転の議案として上程されております。あっせんにつきましては、申請番号116と120番が希望ありとなっております。なお、現況宅地など農地以外の用途になっているものにつきましては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第35号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第36号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）17ページをお願いいたします。報告第36号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。内容は18ページです。今回の照会は、合計5件6筆3,469平方メートルです。現地調査は12月6日に実施し、法務局へは12月8日付けで回答しております。50番は、稲吉のまごころホール十和田から北東に約250メートルの地点です。申請地には、昭和54年建築の住宅が建っております。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても現況宅地であることから、非農地と判断しております。51番は、稲荷神社から西に約100メートルの地点です。申請地は、昭和54年建築の住宅の庭と昭和57年建築の倉庫の一部となっております。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。52番は①、②ともに、JA深持経済センターの敷地となっております。①はガソリンスタンドの跡地で、現在は更地となっております。農地としての利用は困難である状態であることから、非農地と判断しております。②は昭和44年建築の倉庫が建っております。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。53番は、ニチレキ株式会社から北東に約200メートルの地点です。申請地は、昭和52年建築の住宅の庭となっております。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。54番は、JA三本木事業所から南に約200メートルの地点です。申請地には、昭和36年建築の住宅が建っていましたが、最近解体撤去され現在更地となっております。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難な状態であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第36号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第37号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）19ページをお願いいたします。報告第37号、農地等の現況について。十和田土地改良区から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。内容は、20ページです。照会は1件1筆1,028平方メートルです。現地調査は12月6日に実施いたしました。照会のあった土地は、三本木畜産農業協同組合から北東に約400メートルの地点です。現地には確認日現在、農作物の作付けはありません。

せんでしたが耕起がされており、農地として適正に管理されていたので、現況農地と判断し、十和田土地改良区に対し12月8日付けで回答いたしました。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第37号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第38号について事務局から報告をいたします。

事務局長（横岡聖一君）21ページをお願いいたします。報告第38号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は、令和3年11月22日です。内容は22ページです。賃借権の設定で、合計1件3筆6,977平方メートルです。新規の設定です。利用権の設定期間は3年です。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第38号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第39号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）23ページをお願いいたします。報告第39号、非農地判断を行った農地について。農地法の運用について、平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知に基づき、別紙のとおり農地法第2条第1項の農地に該当しないものと判断したので報告する件です。内容は24ページです。遊休農地に関する措置として農地法第30条では、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができると規定されております。この度、1筆の農地について、12月6日に現地確認を実施いたしました。その結果、現地は長期間耕作した形跡がなく、山林の状態となっていたため農地としての再生は困難であることから、非農地と判断いたしました。所有者に対しては、非農地通知書を交付し、速やかに地目変更登記の手続きを行うよう指導してまいります。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第39号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当いたしました調査班の調査員は、竹浦班長、芋田委員、奥山委員の3名です。12月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室において聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）次に、議案第42号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）25ページをお願いします。議案第42号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める件です。内容は、26ページから31ページです。先ほど、報告第34号でご報告しました、合意解約後の権利設定に係る案件は26ページ、所有権移転の申請番号71番、29ページ、賃借権設定の申請番号22番と23番です。また、報告第35号でご報告しました、相続による権利取得後の所有権移転に係る案件は、28ページの申請番号80番です。29ページの申請番号24番につきましては、新規就農です。なお、30ページの申請番号25番から27番の3件につきましては、同一経営体内の世帯員等の間での権利設定で、父及び兄から弟が一部の農地を経営移譲するものとなっております。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査の結果について、報告願います。14番 竹浦 寿広 委員、お願いします。

報告委員（竹浦寿広君）農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は合計18件で、このうち所有権移転11件、賃借権設定2件、使用貸借による権利の設定5件となっております。所有権移転は、26ページの申請番号70番から27ページの申請番号78番までが、相手方要望による売買で、28ページの申請番号79番は知人へ、80番は親戚へ贈与するものです。賃借権設定は、29ページの申請番号22番、23番が、労力不足によるものとなっております。使用貸借による権利の設定は、29ページの申請番号24番が相手方要望によるもので、30ページの申請番号25番から27番が兄から弟、親から子へ経営移譲、31ページの申請番号28番が親から子へ経営移譲となっております。なお、26ページの申請番号72番と29ページの申請番号24番は、新規就農となっております。今回の申請の許可要件については、農地法第3条第2項各号に照らして判断したところ、お手元の農地法第3条調査書のとおり、許可要件の全てを満たしていると考えられます。以



上、現地確認及び写真確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また申請書は適当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）竹浦委員、ご苦勞様でした。

議長（杉山秀明君）次に、新規就農者に対する聴取調査の結果について報告願います。深持地区 沢目 勝弘 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（沢目勝弘君）農地法第3条の許可に関する新規就農について報告します。令和3年12月6日午後2時、市役所別館4階会議室1にて26ページの申請番号72番及び29ページの申請番号24番の新規就農となる譲受人に対し、調査員3名と私の計4名で、聴取調査を行いました。聴取調査では、作付けする作物が大豆で、営農計画書を基に、機械の確保、労働力、技術関係等を確認し、特に問題はありませんでした。また、現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、就農にあたっては特に問題はないと判断しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）沢目推進委員、ご苦勞様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第42号は許可することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時35分

（ \_\_\_\_\_ 委員 退席 ）

再開 午後2時35分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に、議案第43号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）32ページをお願いします。議案第43号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は、33ページから35ページです。今回は、合計10件23筆74、180平方メートルです。以上です。

議長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに、三本木地区 関川 明 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（関川明君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号14番について、令和3年10月26日午後2時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）関川推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、切田地区 中川原 彰造 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（中川原彰造君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号15番について、令和3年11月24日午後3時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、受け手の農地を集約するため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）中川原推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、深持地区 沢目 勝弘 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（沢目勝弘君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号16番は令和3年11月24日午前10時、申請番号17番は令和3年11月24日午前9時、農業委員会会長室において農用地の利用関係の調整を行いました。どちらも出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）沢目推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、大深内地区 大平 靖四郎 農地利用最適化推進委員、お願いいたします。

報告委員（大平靖四郎君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号18番は令和3年11月24日午後1時、申請番号19番は令和3年11月24日午後1時30分、農業委員会会長室において農用地の利用関係の調整を行いました。どちらも、出し手が労働力不足のため売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について出し手と受け手が合意したため、調整調書を作成し、農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）大平推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、藤坂地区 松田 賢志 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（松田賢志君）農用地利用調整会議の調整内容について報告いたします。申請番号20番は令和3年11月10日午前10時、申請番号21番は令和3年11月24日午後2時、申請番号22番は令和3年11月24日午後2時30分、農業委員会会長室において農用地の利用関係の調整を行いました。3件とも、出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出いたしました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）松田推進委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）次に、四和地区 工藤 優美子 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（工藤優美子君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。申請番号23番について、令和3年11月10日午前9時、農業委員会会長室において、農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、受け手の農地を集約するため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は、以上です。

議 長（杉山秀明君）工藤 優美子推進委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）事務局から補足説明をいたします。

事務局長（横岡聖一君）ただいま、各委員のみなさまからご報告いただきました調整の結果、十和田市農用地利用計画の作成を要請する各要件につきましては、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、全て適であると判断しております。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第43号は要請することに決定いたしました。局長。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時45分

（ \_\_\_\_\_委員 着席 ）

再開 午後2時45分

議長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（杉山秀明君）次に、議案第44号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）36ページをお願いいたします。議案第44号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。37ページです。賃借権の合計は、2件4筆7,946平方メートルです。2件とも新規の権利設定で、出し手から機構及び機構から受け手の利用権の設定期間は、それぞれ10年です。次に、38ページから72ページです。使用貸借による権利設定の合計は、70件125筆264,439.90平方メートルです。全て新規の権利設定で、利用権の設定期間もすべて10年です。なお、39ページの12番から72ページの79番までの、68件117筆255,762.90平方メートルは、奥瀬赤石地区の経営体育成基盤整備事業の実施に伴い、担い手への農地集積を図ることを目的とした、農用地利用集積計画の作成となっています。農用地利用集積計画の作成に係る出し手は68人、受け手は15人です。この基盤整備事業に係る権利設定については、地域集積協力の対象となります。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第44号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第45号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）73ページをお願いいたします。議案第45号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項

の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事へ送付するための意見を求める件です。内容は74ページです。合計2件2筆1,224平方メートルです。事務局から、農地区分の判断などについてご説明いたします。2番は報告第34号の合意解約の申請47番に係る案件です。転用事由は貸駐車場を整備するものです。場所は、ハッピードラック元町西店から南に約100メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。3番の転用事由は、カーポートの建築です。場所は、井戸頭団地から東に約750メートルの地点です。農地区分は、農用地区域外にあり、いずれの農地区分要件にも該当しないため、その他の2種農地に該当します。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。9番 奥山 博 委員お願いいたします。

報告委員（奥山博君）農地法第4条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第4条の農地転用申請は2件です。令和3年12月6日午前9時、調査員3名による現地調査を行いました。現地調査の結果、申請番号3番は砕石が敷いてあったため、始末書が添付されております。その他は、特に問題となる農地はありませんでした。また、同日午後2時20分市役所別館4階会議室1にて、農地法第4条の農地転用に係る聴取調査を行いました。聴取調査では、特に問題となる案件はありませんでした。以上、現地確認及び聴取調査の結果、全ての申請は農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）奥山委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第45号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第46号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君） 75 ページをお願いします。議案第46号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、76 ページから77 ページです。今回は、合計8件13筆11,355平方メートルです。事務局から、農地区分の判断などについてご説明いたします。57番の転用事由は、農地を使用貸借し普通住宅を建築するものです。場所は、稲荷神社から西に約100メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。58番の転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、こまかいドームから南に約150メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。59番の転用事由は、農地を売買で取得し倉庫を建築するものです。場所は、こまかいドームから南に約150メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。60番の転用事由は、農地を20年間賃貸借しスーパーマーケットを建築するものです。場所は、ハッピードラック元町西店の南側隣接地です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。なお、転用面積699平方メートルに対し、事業の所要面積が4,807平方メートルとなっておりますが、農地以外の土地を含めた非農地併用の事業となっております。また本件は、都市計画法による開発行為の対象となります。61番の転用事由は、農地を30年間賃貸借し太陽光発電設備を設置するものです。場所は、長下交流公園から西に約100メートルの地点です。農地区分は、農用地区域外にあり、いずれの農地区分要件にも該当しないため、その他の2種農地に該当します。なお本件も、非農地併用の事業計画です。62番の転用事由は、農地を贈与で取得し、馬の放牧場を整備するものです。場所は、十和田乗馬倶楽部の北側隣接地です。農地区分は、第1種農地に該当しますが、既存施設の2分の1以内の面積の拡張のため、不許可の例外となります。63番の転用事由は、農地を贈与で取得し、農業用倉庫を建築するものです。場所は、事業者である有限会社青森第1食糧の北側及び西側隣接地です。農地区分は、第1種農地に該当しますが、農業用施設整備のため、不許可の例外となります。本件も非農地併用の事業計画となっております。64番の転用事由は、農地を10年間賃貸借し、駐車場と重機の車両置場を整備するものです。場所は、事業者である吉田重機株式会社の南側隣接地です。農地区分は、第1種農地に該当しますが、本件も既存施設の2分の1以内の面積の拡張のため、不許可の例外となります。今回転用許可申請のあった事業の概要は以上です。

議長（杉山秀明君） 許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。3番 芋田 一弘 委員お願いいたします。

報告委員（芋田一弘君） 農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地

法第5条の農地転用申請は8件です。令和3年12月6日午前9時、調査員3名による現地調査を行いました。現地調査の結果、申請番号62番は馬の放牧場が整備済で、申請番号63番は碎石が敷いてあったため、始末書が添付されております。その他については、特に問題となる農地はありませんでした。また、同日午後2時20分市役所別館4階会議室1にて、農地法第5条の農地転用に係る聴取調査を行いました。聴取調査では、特に問題となる案件はありませんでした。以上、現地確認及び聴取調査の結果、全ての申請は農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君） 芋田委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。17番。

委員（力石堅太郎君） 17番、力石です。58番と59番の工事着手日が令和4年1月10日となっておりますが、今日の総会が令和3年12月16日ですから、令和4年1月10日までに許可が出て、年末年始の休みがある中、こんなに早く着手できるのですか。

農地係長（小笠原満君） 許可が下りるかわかりませんが、申請上、工事着手予定として令和4年1月10日で記載されておりましたので、そのまま記載しております。

議長（杉山秀明君） 17番。

委員（力石堅太郎君） 従来の考え方ですと、許可書が出て初めて着手という考え方で農業委員会は指導してきたと思われませんが、その辺指導しなかったのですか。

事務局長（横岡聖一君） 事業者への聴聞調査の際は、前提として工事着手は許可が下りてからとお断りした上で審査に入っておりますので、その辺は代理である行政書士等を通じて事業者も把握してると思っております。

委員（力石堅太郎君） 今聞いていたことわかります。審査したからというわけではなくて、そういったことが前提にあるのであれば、やっぱり通年許可が出るまで何日かかるかというのは、おそらく事務局段階では分かっていると思いますので、こうして書いておくと誰かが見て、1ヶ月位で許可が出るのかなというふうに考えるところも出てくると思いますので、今後もそういう指導をしながら聞き取りしていただきたいと思います。以上です。

事務局長（横岡聖一君） 今後は申請を受けた段階で、通常の標準処理期間を見て申請書を受ける、そのような取り扱いとしていきたいと思っております。



議 長（杉山秀明君）その他、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第46号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和3年度第9回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後3時02分 —————